

ケアハウスゆうばえの里入居契約書

施設長(以下「甲」という。)は、入居者(以下「乙」という。)との間において、以下の条項に基づく契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は乙が心身共に充実した明るい生活を送ることができるように、この施設を利用させること、及びこの契約の定める各種サービスを提供することを約し、乙は甲に対し、この契約の定めるところを承認し、この契約を履行することを約する。

(管理、運営の実施)

第2条 管理運営は、甲がその責任において実施するものとし、乙は管理規程及び入居者の心得を遵守するものとする。

(各種サービス)

第3条 甲が乙に対し提供するサービスは、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴の準備
- (3) 各種生活相談と助言
- (4) 疾病、負傷等緊急時の援助

(食事の提供)

第4条 甲は入居者に対し、1日3食高齢者の健康に配慮した食事を食堂において提供する。特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供する。

(入浴の準備)

第5条 甲は常に入浴設備を良好に管理し、入浴は隔日以上とし、定められた時間に乙が利用できるよう入浴の準備を行う。

(生活相談、助言)

第6条 甲は乙から要望があれば、常時各種の生活相談に応じ、適切な助言と必要に応じて行政及び関係機関への紹介、手続き等の援助を行う。

(緊急時の対応)

第7条 甲は乙が急病若しくは新型コロナウイルス感染症、火災、災害等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、協力医療機関を定め、常に万全の管理体制がとれるよう配慮するものとする。

2 乙の責めに帰すべき理由により生じた事故については、甲はその責めを負わないものとする。

(生活援助)

第8条 甲は乙が入居後日常生活上の援助及び居宅介護を必要とする状態になった場合は、外部の在宅福祉サービスが導入できるよう、所要の措置をとるものとする。この場合の費用は乙の負担とする。

(レクリエーション)

第9条 甲は乙の生活が健康で明るいものとなるよう、必要に応じて助言を行うとともに、乙が自主的に趣味、教養、娯楽等のレクリエーションを実施する場合は、その適性と思われる行事に協力し便宜を供する。

(利用料等)

第10条 利用料の額については、甲は施設の定める基準に従って、生活費、事務費、管理費を合算した額を別途個人別に算定して、乙に請求する。

- 2 前項のほか、この個別の使用にかかわる電気、水道料等の料金は乙の負担とする。
- 3 その他、在宅地域福祉サービスや有料福祉サービス及び医療費等の特別なサービスに要する費用はその実費を乙の負担とする。

(利用料等の納入)

第11条 乙は前条の利用料、料金の通知を受けたときは、毎月25日までに甲が指定する金融機関の口座に支払うものとする。ただし、「利用料及び料金の口座自動引き落とし依頼書」による口座引き落としの依頼がある場合は、甲は前条の使用料、料金について、乙の金融機関の口座より自動引き落としができるものとする。

(資料の提供)

第12条 乙は、入居時及び毎年利用料認定に要する次の書類を、必ず甲に提出しなければならない。

- (1) 収入額の認定に必要な書類
 - ア 前年分の所得税の確定申告の写し
 - イ 確定申告のない場合は、年金払込通知書の写し又は所得の源泉徴収票、その他収入を証明できる書類
 - ウ 利用料を縁故者が負担する場合は、その縁故者の収入を証明できる書類
- (2) 必要経費の認定に要する書類
 - ア 租税、医療費、社会保険料等の領収書
 - イ その他必要経費を証明できる書類
- (3) その他甲が指定する書類

(身元保証人)

第13条 乙は入居時に身元保証人を立てるものとする。

- 2 身元保証人は乙に債務不履行があったときは、この契約から生ずる一切の金融債務について連帯して履行の義務を負うとともに必要なときは、乙の身柄を引き

取る責任を負うものとする。

- 3 身元保証人の住所又は氏名を変更したとき及び、身元保証人が死亡等に変更するときは、その旨を速やかに通知しなければならない。

(造作、模様替え等の制限)

第14条 乙はその居室に造作、模様替えをするときは、甲に対し、あらかじめ書面によりその内容を届け出て甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は居室以外については、造作、模様替え等をしてはならない。

(居室内の補修)

第15条 乙は居室内の補修・改修を行うときは、その費用は乙が負担する。

- 2 甲は前項の補修・改修ができる部分の細目については、あらかじめ乙に通知するものとする。

(原状回復の義務)

第16条 乙は施設及び備品について、乙の責に基づき汚損、破壊もしくは滅失したとき、又は甲に無断でその居室の原状を変更したときは、直ちに自己の費用により原状に回復するか、又は甲が定める代価を支払わなければならない。

- 2 乙は、この契約を解除又は終了した場合において、乙の居室を甲に明け渡すとき、甲の指定する業者により清掃を行うこととし、費用は乙が負担しなければならない。修理もしくは取り替えを要する場合にも、費用は乙が負担しなければならない。

(賠償責任)

第17条 甲はサービスの提供により、甲の責任に帰すべき事由により、乙の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、乙の被った損害を賠償します。ただし、乙又は乙の家族等に故意または過失が認められる場合には、乙の置かれた心身の状況を勘案して、相当と認められる場合には損害賠償責任を減じる事ができるものとする。

- 2 天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により、乙が受けた損害、災難については甲は一切の賠償責任を負わない。ただし甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

(長期不在)

第18条 乙がその居室に1カ月以上不在となる場合には、乙は甲に対し、あらかじめその旨を届け出るとともに、各種費用の支払い、居室の保全、連絡方法等について甲と協議するものとする。

(立ち入り)

第19条 甲は居室の保全、衛生、防犯、防火その他管理上の必要があると認められるときは、乙の承認を得ることなく居室に立ち入ることができる。

(契約の解除)

第20条 甲は乙が次の各号に該当したときは、2カ月間の予告期間を置いて、この契約を解除することができる。

- (1) 他の入居者の生活、又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。
 - (2) 利用料等の支払いを怠って、その滞納額が2カ月分に達したとき。
 - (3) 不正の手段により入居したり、提出書類で虚偽の事項を申告したとき。
 - (4) その他、この契約の条項に違反したとき。
- 2 乙はこの契約を解除しようとするときは、30日以上^上の予告期間をもって甲の定める契約解除届を甲に提出するものとする。
- 3 乙が病気療養等で6カ月以上居室を不在とする場合は、甲、乙協議してこの契約を解除することができる。

(契約の終了)

第21条 この契約は、前条による契約の解除、または乙が死亡したときに終了する。

- 2 この場合、甲は乙及びその所有物を注意をもって保管し、乙の身元保証人に連絡して一切の処置をさせるものとする。
- 3 乙の身元保証人は前項の連絡を受けた場合は、30日以内にその所有物を引き取り、居室を明け渡さなければならない。
- 4 明け渡しの期日が過ぎても、なお残置された所有物については、乙はその所有権を放棄したものとみなし、甲において自由に処分できるものとする。尚処分に要した費用は乙の負担とする。

(守秘義務)

第22条 甲は、サービス提供するうえで知り得た、乙及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後、また関係職員の退職後においても第三者には漏らさない。

- 2 ただし、前項の規定に関わらず目的外の利用をしない事を条件に、在宅福祉サービス利用時には、居宅サービス計画書に位置づけられた居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、介護保険施設、介護予防サービス計画書に位置づけられた地域包括支援センター、介護予防居宅サービス事業所、主治医、保険者などの関係者に対し情報提供できるものとする。

<情報提供の目的>

- 1) 居宅介護支援事業所において介護支援専門員が、居宅サービス計画を立案する為のサービス担当者会議や、照会に対する情報提供
 - 2) 地域包括支援センター及び、地域包括支援センターからの委託を受けた居宅介護支援事業所において、介護予防サービス計画立案の為のサービス担当者会議や照会に対する情報提供
 - 3) 乙の病状の変化に対する対応や自立支援の為に必要と思われる情報の提供
- 3 前項以外の目的、相手方に情報提供する場合は、別に文書により同意を得ることとする。

(苦情対応)

第23条 乙はいついかなる時においても苦情の申し立てを行う事ができ、また苦情の申し立てを行う事により、乙に対し一切不利益な取り扱いを行わない。

2 甲は、提供されたサービスについて、乙からの苦情を受け付ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、入居者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応する。

3 甲は必要に応じて新潟市、又は国民健康保険団体連合会へ苦情の概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぐものとする。

(補則)

第24条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議し、誠意をもって処理する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

施設長 (甲)

住 所 新潟市西区内野上新町11810番地5

氏 名 ケアハウスゆうばえの里 施設長 渡辺 裕美子 印

入居者 (乙)

住 所

氏 名 印

身元保証人

住 所

氏 名 印

身元保証人

住 所

氏 名 印